

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名 大野 健太郎 飛澤 幸二	所属庁・官職 最高裁判所事務総局家庭局付、家庭局第二課家事法規 ・事件係長	出張先 オーストラリア
提出書面 平成27年4月24日付け報告書簡		
キーワード欄		
ヴィクトリア州中央当局訪問		
Kennedy Partners弁護士事務所訪問		
メルボルン連邦巡回裁判所訪問		
Relationships Australia Victoria（メディエーション機関）訪問		
Victoria Legal Aid（メディエーション機関）訪問		
International Social Service（メディエーション機関）訪問		
メルボルン連邦家庭裁判所訪問		
連邦中央当局訪問		
Berry Street（面会交流支援機関）訪問		

平成27年4月24日

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（子奪取条約）の オーストラリアにおける運用について

最高裁判所事務総局家庭局付 大野 健太郎
同家庭局第二課家事法規・事件係長 飛澤 幸二

小職らは、本年2月、約1週間オーストラリアを訪れ、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「子奪取条約」という。）に基づく子の返還手続（以下、単に「返還手続」という。）のオーストラリアにおける運用の実情等について調査する機会を得た。

1980年にハーグ国際私法会議において採択された子奪取条約は、1983年に発効してから徐々に加盟国を増やし、現在、93か国が締約している。オーストラリアでは、1987年に子奪取条約が発効し、25年以上にわたって返還手続を実践していることから、オーストラリアは、返還手続について経験豊かな国の1つといえる。

もとより、オーストラリアにおける返還手続の運用は、オーストラリアの司法制度等を前提とするものであり、我が国の実務とは前提が異なる。しかしながら、小職らが調査し得た限り、オーストラリアにおける返還手続の運用は、我が国が返還手続を運用するに当たって、大いに参考になるものと考えられる。

本報告書では、オーストラリアのうち主にヴィクトリア州における返還手続の運用の実情について、本調査における面談結果の概要等を紹介することとする。

なお、小職らの面談調査は、日程の関係上限られた人数の範囲でしか行えなかつたものである上、口頭での面談調査を中心として行ったものである。加えて、オーストラリアにおいては各裁判官に広範な裁量が認められることから、本報告書は、オーストラリアにおける返還手続等の運用のごく一部を紹介するものにすぎないということをあらかじめ御了解いただきたい。

おって、面談時の聴取にあたっては、できる限り、正確な意思疎通を心がけたものであるが、面談内容に誤解があるとすれば、小職らの拙い語学力のためであることを予めお詫びしたい。

第1 前提

1 司法制度

オーストラリアは、連邦制を採用し、六つの州と二つの準州 (Territory) により構成されているが、各州（準州等を含む。以下同じ。）も、それぞれ独自の立法、行政及び司法の制度を有している。そのため、オーストラリアの司法制度としては、オーストラリア全体における連邦の司法制度と各州における州の司法制度とが併存しているが、連邦裁判所と州裁判所のいずれの最終審も、連邦最高裁判所 (High Court of Australia) である。

2 家事事件

オーストラリアの家族法は、大部分が連邦法であるが、遺産分割等については各州法が規定している。

オーストラリアの家事事件の第1審管轄は、連邦家庭裁判所 (Family Court of Australia) 及び連邦巡回裁判所 (Federal Circuit Court) にある。前者は、家事事件のうち複雑な事件、例えば、子に対する性的、身体的虐待事件等を取り扱っており、後者は、その他の事件、例えば、離婚等に関する問題、子の居所及び面会交流の問題等を取り扱っている。

返還手続に関する事件（以下「子の返還事件」という。）の第1審管轄は、連邦裁判所である連邦家庭裁判所に集中されており、同裁判所第1審担当部 (General or Trial Division) の23人の裁判官の単独法廷が子の返還事件の第1審を担当している。その控訴審は、同裁判所控訴審担当部 (Appeal Division) の合議法廷 (Full Court) であり、その上告審は、連邦最高裁判所である。

3 連邦裁判所の裁判官

連邦裁判所の裁判官は、オーストラリア国王（女王）の代理人であるオーストラリア連邦総督 (Governor-General) により任命される（連邦憲法72条）。この任命については、連邦司法長官 (Attorney-General) が適任者を連邦内閣に推薦し、連邦内閣がこれを連邦総督に対し推薦することとされており、行政府に裁量がある。連邦裁判所の裁判官資格としては、裁判官経験又は法律実務家としての最低5年間の実務経験が要求されている。

各裁判官は、それぞれ裁判官室を与えられ、同室付きの職員を通常2名任命する。これらの職員のうちには、アソシエイトも含まれており、アソシエイトは法学部等の卒業生から採用され、法調査等の業務を担当している。

メルボルン連邦家庭裁判所には、5人の裁判官がいる。

4 連邦家庭裁判所のその他の職員

連邦家庭裁判所及び連邦巡回裁判所については、家族法レジストリー (Family Law Registry) の職員が司法行政事務や書面の受付等を担当している。家族法レジストリーの長が登録官 (Registrar) であり、裁判官に代わって、証拠提出等の命令 (Order) を出すこともある。また、家族法レジストリーには、心理学者や社会福祉士の資格を有する家事調査官 (Family Consultant) がおり、家事事件について調査等の職務を担当している。

メルボルン連邦家庭裁判所及びメルボルン連邦巡回裁判所の家族法レジストリーには、7人の登録官と14人の家事調査官がいる。

5 弁護士

オーストラリアにおいて弁護士資格を取得するためには、一般的に、法学部又はロースクールを卒業し、実務修習機関又は弁護士事務所における一定期間の実務修習を経た後、各州の最高裁の承認を得ることが必要となる。なお、オーストラリアにおいては、司法試験はない。

弁護士は、ソリシタ (Solicitor, 事務弁護士) とバリスタ (Barrister, 法廷弁護士) の2種類に分類され、前者は、主に書面の準備等の法律事務を行い、後者は、主に法廷において弁論を行う。

6 Independent Children's Lawyer

オーストラリアにおいては、裁判官は、子に関する事件において、必要な場合には、子の意思能力の有無にかかわらず、ICL (Independent Children's Lawyer) を選任する。ICLの職務は、客観的な子の利益を追求することであり、子の指示に従う必要はない。裁判官は、ICLの選任が相当と考える場合には、各地のLegal Aid 機関等に対し、ICLの人選を依頼し、Legal Aid 機関等が推薦した子に関する事件に詳しい弁護士 (バリスタに限らない。) をICLに任命している。

7 中央当局

オーストラリアにおいては、子奪取条約について、連邦中央当局 (Commonwealth Central Authority) とは別に、州中央当局 (State Central Authority) が存在する。連邦中央当局は、外国からオーストラリアに連れ去られるなどした子の事件 (以下「Incoming 事件」という。) とオーストラリアから外国に連れ去られるなどした子の事件 (以下「Outgoing 事件」という。) のいずれについても、外国の中央当局との間で交渉をする

立場にあるとともに、各州の中央当局を統括する立場にある。一方で、州中央当局は、Incoming 事件については、裁判所における子の返還事件又は面会交流事件の申立人（LBP（Left Behind Parent）は、原則として、申立人にならない。）となるが、Outgoing 事件については、現在は、International Social Service に LBP の支援を委託しており、何らの職務もない。

8 メディエーション機関

オーストラリアにおいては、民間のメディエーション機関が複数存在しており、それぞれ様々な工夫をこらした調停（Mediation）を行っている。

第2 面談結果の概要

1 ヴィクトリア州中央当局

(1) 面談日時

2月3日（火）午後1時頃から午後2時頃まで

(2) 面談場所

Department of Health & Human Services
50 Lonsdale Street,
Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Ms Leng Phang (Managing Principal Solicitor, Children, Youth and Disability Law Team, Legal Services Branch-Human Services) 外1名

(4) 面談結果の要旨

ア 子の返還事件の申立て

連邦中央当局は、LBP からの援助申請があれば、査定（Assessment）をした上で、管轄する州中央当局に対し、申請書など書類一式を送付している。なお、援助申請は、イギリスやニュージーランドからが多い。

州中央当局は、援助申請を受理した後、速やかに、連邦家庭裁判所に子の返還事件の申立てをする。州中央当局は、子の返還事件の申立人になるが、LBP の代理人という位置付けではなく、LBP のために申立てを行っているものでもない。州中央当局は、オーストラリアが負っている子奪取条約上の義務に基づき、常居所地国のために申立てを行っている。しかしながら、この点は、LBP に誤解されていることが多い。なお、申立てに必要な費用は、全て連邦政府が負担している。

また、裁判の途中で調停をする場合には、州中央当局は関与せず、LBP が直接関与することとなる。

州中央当局は、連邦中央当局と連携して事件を処理しており、連邦中央当局に対し、頻繁に状況を報告している。州中央当局は、原則として、LBP との間で直接連絡を取ることではなく、連邦中央当局及び常居所地国の中の中央当局を通して LBP と連絡を取っている。なお、連邦中央当局と州中央当局との間には、Incoming 事件の運用についての覚書がある。

州中央当局が申立て時に収集する書類は、宣誓供述書 (Affidavit)、出生証明書、以前に何らかの裁判所の命令 (Court Order) を受けたことがあればその写し、LBP に監護権があることを示す資料等である。州中央当局は、原則として、連邦中央当局を通じて証拠収集を行うが、時間がない場合には、LBP やその代理人との間で直接やり取りすることもある。精神医学的な証拠 (Psychiatric Evidence) があれば、その写しを提出してもらうこともあるが、州中央当局としては、あまり紛争を激化させたくないことから、TP (Taking Parent) から精神医学的な証拠が裁判所に提出され、反証を要する場合以外には、そのような証拠を裁判所に提出することは少ない。なお、証拠等について英語への翻訳が必要な場合は、常居所地国の中の中央当局が翻訳を行っている。

州中央当局が子の返還事件等を迅速に処理するために重要なことは、必要な書類を全て第 1 回期日までにそろえること、連邦中央当局と密に連絡を取り合うことである。

イ 子の返還事件の審理

申立てから最初に裁判所に出頭するまでの期間は、約 1 週間である。裁判官は、出頭した TP に対し、予定している主張を確認するが、子が常居所地国に戻ることを拒否している場合には、ICL (Independent Children's Lawyer) を選任するとともに、家事調査官 (Family Consultant) に対し、調査報告書 (Family Report) の作成を命じることが多い。なお、裁判官は、ICL の意見に重きを置いているように思われる。

州中央当局は、迅速な処理を心がけているが、TP は手続を遅らせようとすることが多い。

メルボルン連邦家庭裁判所の Bennett 裁判官は、ほとんどの事件で ICL を選任しているが、他の州では状況は異なると思われる。

返還拒否の理由としては、重大な危険 (Grave Risk) として DV が主張されることが多い。TP が母親である事案が多いが、子が 5 歳以下で

あり、かつ、TP が子と共に常居所地国に戻ることができない事案については、裁判所が返還命令を出さないことも多いように思われ、予想していたよりも返還命令が少ないという印象がある。

最終弁論や尋問が必要になった場合には、州中央当局はバリスタを雇っている。バリスタを雇う費用は、1日当たり 2000 オーストラリアドル（以下、単に「ドル」という。）から 3600 ドルと高額である。

ウ 子の返還事件の判断等

Mirror Order は、まれに使われることがある。また、Undertakings は、以前は頻繁に使われていたが、実効性を確保することが困難であるため、最近はほとんど使われなくなった。

返還命令には 30 日以内に子を返還しなくてはならないとするものが多いが、TP が子の返還を遅らせようとするることは少なくない。また、LBP 及び TP のいずれも貧困であり、子の渡航費用を負担することができない場合には、子を帰国させる方策はない。なお、オーストラリアの連邦政府及び州政府は、いずれも子を返還する費用を援助していない。

2 Kennedy Partners 弁護士事務所

(1) 面談日時

2 月 3 日（火）午後 3 時頃から午後 5 時頃まで

(2) 面談場所

Kennedy Partners

Level 29,

459 Collins Street,

Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Mr Ian Kennedy AM（弁護士、Partner）

Ms Amanda Humphreys（弁護士、Senior Associate）

Mr Andrew Sauer（弁護士、Associate）

(4) 面談結果の要旨

ア バリスタとソリシタ

ヴィクトリア州における人数は、バリスタが約 2000 人、ソリシタが約 1 万 5000 人である。

バリスタとソリシタとの違いがあるのは、職業倫理（Professional Ethics）である。基本的には、当事者がソリシタに対して事件を依頼

し、ソリシタがバリスタに対してその事件を依頼するという関係にあるが、刑事事件等ごく一部の事件については、依頼者がバリスタに直接依頼することもある。

イ 子の返還事件

弁護士は、TPの代理人として、子の返還事件を受任するに当たり、州中央当局から裁判所に提出する書類を全部受け取っている。TPの代理人として何か必要な書類があれば、州中央当局に対し、リクエストすることもある。

返還事由又は返還拒否事由の基本証拠は、パスポート、入国カードである。また、連れ去り等の同意や黙認の有無についての双方のやり取りの内容を示す証拠としては、電子メールが典型例であるが、同意の有無が争点になったケースで、同意書の筆跡鑑定をしたこともある。常居所地国 (Habitual State) の証拠としては、不動産・財産関係、雇用関係、学校関係の証拠があるが、オーストラリアにおいては、移住の意思 (Settlement Intention) の立証がかなり重要なポイントである。重大な危険 (Grave Risk) の立証としては、調査報告書 (Family Report) 等がある。

弁護士は、常居所地国にある証拠については、海外の同僚や知人に尋ねるなどして、収集している。州中央当局は、模範的な訴訟当事者 (Model Litigant) なので、TPの代理人が依頼すれば通常は協力してくれる。

期日指定がされた時点において、弁護士の予定が既に埋まっていることもあるが、裁判官によっては、別件があることを理由に期日変更に応じてくれることもある。期日変更ができない場合には、同僚に代理で出席してもらっている。

ウ ICL (Independent Children's Lawyer)

弁護士として、ICLに期待していることは、調査報告書作成への協力や面会交流の調整等である。

子の事件には、裁判所の命令により、ICLや後見人 (Case Guardian) が関与する。ICLは、子の意思と関係なく、子の最善の利益 (Children's Best Interest) の実現を目指す。

ヴィクトリア州において ICLになるためには、ソリシタの弁護士会 (Law Institute of Victoria) で3日間のトレーニングを受ける必要がある。

エ TP

TPの代理人としては、金銭的な問題や将来が不透明であることなど

から、あえて引き延ばしをしようとする TP は多くないという印象であるが、子が 16 歳に近い場合には引き延ばしをしようとする TP もいる。

Incoming 事件において、TP 及び子がオーストラリアに来る理由は様々だが、その親族がオーストラリアにおり、生活の援助を受けられることが理由の一つであることが多い。そういう親族らの援助を受けて弁護士を付ける TP は多い。

TP に法律扶助 (Legal Aid) が認められることは多くない。法律扶助の予算は限られており、要件が厳しいからである。返還拒否事由が認められそうなケースなど、真に必要なケースであれば裁判所が TP に法律扶助の利用を認めることもあるかもしれない。

親族らの援助がなく、法律扶助を利用することもできない TP は、プロボノの弁護士を利用するか、本人訴訟を選択するしかない。

弁護士は、LBP が連邦中央当局に対して援助申請をする前に、TP から相談を受けることもある。そのような場合には、TP に対し、オーストラリアにおいて多額の訴訟費用（主に弁護士費用）を費やして裁判をするよりも、子を返還した上で常居所地国において監護者指定の裁判等をした方が良いとアドバイスすることが多い。その理由の一つとしては、通訳等の費用が高く、時間もかかるという問題がある。例えば、ベトナム語の通訳人を依頼する場合には、1 時間当たり 100 ドルから 200 ドルの費用がかかる。なお、裁判所の手続において必要な通訳人については、裁判所が手配し、裁判所がその費用を負担している。

オ 弁護士費用

子の返還事件に係る弁護士費用については、短期間の期日や交渉で済む場合には、数千ドルであるが、裁判所の期日が 20 日程度になる場合には、数万ドルになることもある。裁判を行わず、双方の弁護士が電話で調整することにより解決することもある (Informal Mediation)。なお、Kennedy Partners 弁護士事務所に所属する弁護士の1時間当たりの料金は、パートナーは 600 ドル、シニアアソシエイトは 500 ドル、アソシエイトは 350 ドルである。

カ LBP

オーストラリアにおいては、LBP も裁判所の許可があれば子の返還事件等の申立人になることができるが、費用の問題もあり、LBP が申立人となることはほとんどない。

キ 調停

調停は、非常に有用である。子の返還だけでなく面会交流について

も定められるし、当事者が納得できれば、紛争の再発を防止することもできる。合意に至らない場合であっても、子の返還事件の争点を絞ることができるという効果がある。

3 連邦巡回裁判所（メルボルン）

(1) 面談日時

2月4日（水）午前9時頃から午後2時30分頃まで

(2) 面談場所

Federal Circuit Court of Australia

305 William Street,

Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Ms Manuela Galvao（家事調査官）

Judge Joanne Stewart（連邦巡回裁判所裁判官）

(4) 面談結果の要旨（Ms Manuela Galvao）

ア 家事調査官の資質等

家事調査官（Family Consultant）として採用されるには、心理学等の学位と最低5年の家族関係の関連分野での職務経験が必要となる。

裁判所内の家事調査官（Court-Employed Consultant）は、メルボルンに14人、ダンデノンに3人いる。それに加え、裁判所外の家事調査官（Non-Staff Family Consultant, Regulation 7 Family Consultant）に個別に調査を依頼することもある。裁判所外の家事調査官は、ヴィクトリア州においては約30人登録されている。裁判所外の家事調査官の中には、以前は裁判所内の家事調査官であった者もいる。連邦家庭裁判所の事件の調査の約99%は、裁判所内の家事調査官が担当しており、裁判所外の家事調査官は連邦巡回裁判所の事件の調査を多く担当している。

なお、メルボルンの裁判官の人数は、連邦家庭裁判所が5人、巡回裁判所が15人である。

イ 家事調査官の職務

家事調査官の職務は、子に関連する家事事件について、裁判官が事件について判断をするに当たって、その判断を補助するために、裁判官からの命令を受けて調査を行い、調査報告書（Family Report）を提出することである。家事調査官は、子に関連する家事事件以外の事件（少年事件を含む。）には関与していない。ヴィクトリア州においては、複雑な家事事件を扱う連邦家庭裁判所の事件の3分の2以上及びその他

の家事事件を扱う連邦巡回裁判所の事件の約2分の1について、それぞれ家事調査官が調査を行っている。

家事調査官は、父母及び子に加え、父母の再婚相手や学校、医師等からも事情を聴取することがある。ただし、家事調査官の人的資源が限られていることに加えて、安全上の問題から、家庭訪問は行っておらず、教師や医師からは電話で事情聴取することが多い。家庭の状況に問題があると思われる場合は、児童保護機関（Child Protection Service）に調査を依頼することができるし、そのような事件では、既に同機関が介入していることが多いことから、同機関から十分な資料を得ることができる。

家事調査官が父母や子と面接する場合は、各家事調査官の執務室（個室）において話を聞くことが多い。子の返還事件等では、常居所地国にいるLBPとの間では、ビデオ会議の方法により面接を行っている。

通訳が必要な場合には、裁判所が通訳人を雇うが、裁判官の命令等は不要である。家事調査官が調査をする場合には、1人の通訳人を雇うが、法廷での通訳の場合には、両親それぞれに1人ずつ通訳人を付ける。通訳人は業者を通して斡旋してもらう。基本的にはオーストラリア翻訳・通訳資格認定機関（NATTI）の認定を受けた通訳人であり、通訳人の質の問題はあまり感じない。通訳人の人数が少ない言語の場合には、通訳人として十分なレベルに達していない人に当たることもあるが、仕方がないと思っている。

裁判官の調査命令があった場合には、コーディネーターの家事調査官（ヴィクトリア州では、Ms Manuela Galvao）が当該事件の調査をどの家事調査官に担当させるかを決め、調査報告書の質を担保している。ただし、コーディネーターが裁判所外の家事調査官の質まで全てチェックすることは困難であるため、裁判所外の家事調査官の調査報告書の問題点は、裁判官によって発見されることが多い。その場合は、コーディネーターが当該家事調査官に対して改善を求める事になる。一般的な調査報告書は、裁判所内・外の家事調査官に配点しているが、迅速な処理が必要な暫定的命令（Interim Order）のための調査報告書は裁判所内の家事調査官に配点している。子の返還事件については、まずは裁判所内の家事調査官に配点するように試みるが、裁判所内の家事調査官が多忙な場合には、裁判所外の家事調査官（子の返還事件の調査の経験がある元裁判所内の家事調査官）に調査を依頼することもある。

監護者を変更する決定が出た場合には、裁判官の命令に基づいて家

事調査官が子に決定の内容を分かりやすく説明することもある。裁判官の命令により、家事調査官が子の引渡し（Changeover）を手伝うこともある。

調査報告書の提出期限は、通常は約3か月であるが、子の返還事件は迅速な処理が必要なので、おおむね2週間以内に提出している。

オーストラリアにおいては、家事調査官は（専門家）証人という位置付けなので、裁判官との間で個別のケースについて相談等することはない。裁判官が家事調査官から更に情報を得る必要があると考えた場合は、公開の法廷において家事調査官を証人として尋問をする。

家事調査官は、ICL（Independent Children's Lawyer）と連携して事件の処理に当たっており、一緒に子と面接することもある。ICLと家事調査官とは、それぞれ異なる意見を持つこともあるが、意見が異なることはまれであり、通常は、ICLは家事調査官の意見を支持してくれる。ICLの役割は、実務的な手法（Pragmatic Approach）で事件を処理することであるのに対し、家事調査官の役割は、専門的な査定（Professional Assessment）をすることである。

(5) 傍聴結果の概要 (Judge Joanne Stewart)

①母親が、父親の面会交流時間について定めた現在の命令（Court Order）の変更を求めた事件、②母親が、財産分与や面会交流の命令を求める事件（裁判官は、Conciliation Conferenceを命じた。）、③ニュージーランドの家族に養子縁組されたフィジー出身の子が兄弟間で問題を起こしたためにオーストラリアの家族の下で生活することになった事案において、オーストラリアの家族が、子の監護条件等についての命令を求める事件（当事者間においておおむね合意ができているが、ニュージーランドの家族がカウンセリングの内容を知らせるように求めたことから、それを条件とするかどうかが問題となった。）等を傍聴した。

4 Relationships Australia Victoria (メディエーション機関)

(1) 面談日時

2月4日（水）午後3時頃から午後5時頃まで

(2) 面談場所

Relationships Australia Victoria
379 Collins Street,
Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Mr John Corvan (Manager Melbourne Family Relationship Centre,

Manager Access Resolve Property Mediation) 外 1 名

(4) 面談結果の要旨

ア 事前調停 (Family Dispute Resolution)

当センターは、2006年の家族法改正によって家事事件について事前調停が義務付けられたことに伴い、設置された。現在は、事前調停を経た証明 (Certificate) を得なければ、裁判所で家事事件の裁判をすることができないことになっている。

ヴィクトリア州には、事前調停機関が12か所ある。

事前調停機関の調停人 (Family Dispute Resolution Practitioner) になるためには、社会科学又は法律の学位に加えて特定のトレーニングコースを修了したことが必要である。

家事事件について裁判をした場合には、一般的に12か月から18か月を要すると言われており、多額の費用が必要となるが、当センターにおいては、可能な限り裁判に至らずに紛争を解決できるよう援助している。当センターの調停 (Mediation) を利用した場合には、早ければ6週間で家事事件に関する紛争を解決することも可能である。

イ 返還手続の調停

当センターにおいては、これまでに返還手続の調停を2件 (イギリス、カナダ) 取り扱ったことがあり、子を返還する旨の合意に至ったケースもある。それらの調停においては、2週間以内に調停期日を2回設けた。当センターにおいては、ウェイティング・リストが必要な状況ではなく、緊急案件にも柔軟に対応することができる。なお、子の返還事件についても、事前調停の利用は可能であるが、子の返還事件の申立てについては、事前調停を経た証明は不要である。

当センターにおける返還手続の調停については、当センターにTPと調停人、常居所地国にLBPと別の調停人がおり、双方をビデオ会議の方法により行うことが望ましいと考えている。当センターにおいて取り扱った2件については、その当時、ビデオ会議の方法はまだ開発されていなかったことから、子奪取条約について知識のある人を調停人として、電話で調停を行い、2週間で解決した。

通訳人は、業者に依頼して派遣してもらっている。通訳費用は、当センター又は裁判所が負担することになるだろうが、当事者に負担させることもあり得る。

ウ 利用料

当センターの利用料は、アセスメントと最初の1時間については無料であり、その後は、年収5万ドル以上の人については1時間当たり

30ドル、年収5万ドル未満の人については無料となっている。

エ 調停の成立率

調停の成立率については、統計をとっていないので正確ではないが、60%以上はあると思う。部分的な合意や暫定的な合意をした上で、残りは裁判で争うといったケースもある。

5 Victoria Legal Aid (メディエーション機関)

(1) 面談日時

2月5日(木)午前9時頃から午前11時頃まで

(2) 面談場所

Victoria Legal Aid
338 Latrobe Street,
Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Ms Freia Carlton (Manager, Roundtable Dispute Management,
Accredited Children's Law Specialist)

Mr Walter Ibbs (Mediator)

Ms Jill Raby (Mediator)

Ms Caroline Smith (Independent Children's Lawyer)

(4) 面談結果の要旨

ア ICL (Independent Children's Lawyer)

ICLについては、連邦家事法(Family Law Act)に規定があり、ガイドラインもある。

ICLは、裁判所によって任命されるが、全ての事件について任命されるのではなく、子に対する虐待等がある事件、両親間の紛争性が高い事件、子の住所地の変更(Relocation)の事件、子や親に精神病等の問題がある事件等について任命されている。なお、ICLは、子の代理人ではなく、子が意思表示できることは必要ではないので、子の年齢に關係なく任命されている。

ICLの職務は、子の最善の利益(The Best Interest of Child)を考えることであり、子を代理するのではなく、独立した当事者として、子の意見があればそれを裁判所に伝えつつ、ICLとして子の最善の利益を考えて裁判所に意見を提出することである。ただし、ICLに対しては、公的な義務ではないが、代理人を付けずに本人訴訟をしている父親や母親のために、必要な準備(書類を整えたり、必要がある場合には精神科医にコンタクトをとったりする。)を手伝うことも事実上期

待されている。ICLとしては、裁判官が親責任（Parenting）について判断するに当たり、必要な資料を全てそろえることに加えて、父母の紛争による子への悪影響を最小限に抑えることが大事だと考えている。

国内の親責任に関する事件と子の返還事件とで異なるところは、親責任に関する事件については、子の最善の利益が最高のもの（Paramount）として規定されているのに対して、子の返還事件については、そのような規定がないことである。しかしながら、子の返還事件においても子の最善の利益は重要であることから、子の返還事件を担当する ICL は、裁判所に対し、返還の例外要件（Exception）についての情報を提供するという役割を担うのみならず、子の最善の利益にも配慮することが必要である。ICL の人数は多いが、子の返還事件を担当することができる ICL はそれほど多くはない。

返還手続の調停においては、ICL は、州中央当局や裁判所とメディエーション機関との間の橋渡し役（Liaison）としての役目を果たしている。ICL は、常居所地国（Habitual State）の情報を調停の場に提供することもあり、特に当事者に弁護士が付いていない場合には、非常に重要な役割を果たしている。

ICL になるためには、ソリシタ又はバリスタとして、家事分野の弁護士（Family Lawyer）としての5年の経験とトレーニングを受けることが必要であり、その上で委員会（ICL Panel）に審査を申請しなければならない。ICL がソリシタである場合には、必要があれば、バリスタを雇うこともある。

イ　返還手続の調停（Mediation）

当センターにおける返還手続の調停の利用件数は、6件である。当センターにおける返還手続の調停が増えてきた理由としては、Bennett 裁判官が当事者に対して調停の利用を強く勧めていることに加えて、返還手続に係る事件の変化が考えられる。すなわち、かつては、裕福な父が子を連れ去るというケースが多く、返還か否かという問題がほぼ唯一の争点であったが、現在は、貧しい母が子を連れて帰るというケースが多く、返還か否かという問題以外にも様々な問題が複雑に絡み合っていることが多いため、調停において一挙に解決する方が好ましい。

返還手続は迅速に処理しなければならないことから、返還手続の調停の進行は、裁判所の子の返還事件の進行にも影響する。そのため、ICL は、常に裁判所に調停の進捗状況を伝えており、ICL がいないケースにおいては、州中央当局や LBP の代理人が調停の進捗状況を裁判所に

伝えている。

返還手続の調停の申立てがあった場合には、まず、当センターのケース・マネージャーが電話、スカイプ等により LBP に連絡し、手続等の説明やリスク・アセスメント (DV や精神的に問題がないかなど) を実施した上で、調停人に配点する。裁判所の指示がある場合にも、当センターのリスク・アセスメントに従い、調停を実施するかどうかを判断している。例えば、常居所地国にいる LBP からの TP に対する直接的な暴力の危険がなくても、LBP がオーストラリアにいる知人等を介して TP に対して圧力をかけるおそれがある場合や、LBP の TP に対する心理的な影響力が強い場合など、公平な話し合いが困難であるときには、調停を実施しないこともある。

返還手続の調停は、当センターに調停人と TP がおり、常居所地国の自宅又はオフィスに LBP がいるという状態で、ビデオ会議の方式で進められる。調停人は 2 人（返還手続以外の調停では、調停人は 1 人である。）であり、ジェンダーバランスに配慮し、異なるバックグラウンドを有する調停人を組み合わせている。当センターにおける調停全体の件数からすると返還手続の調停の件数は少ないが、調停人 2 人で担当していることや迅速に解決しなければならないことから、返還手続の調停の負担は重い。

当センターには、13人の調停人がおり、それ以外にマネージャー (Ms Carlton) がいるが、返還手続の調停を扱うことのできる調停人は、ここにいる 3 人以外にはもうすぐ 1 人が増える予定があるにとどまる。なお、13人の調停人は当センターに雇用されているのではなく、調停のセッションごとに報酬を得ている。当センターにおける調停人の報酬は、タイムチャージのこともあるれば、案件ごとのチャージもあり、タイムチャージの平均額は 1 時間当たり 150 ドルである。

返還手続の調停に際しては、調停人 2 人は、各セッションの前に、事件の問題点・課題を列挙し、考え得る結論を話し合っている。結論については、とにかく現実的・実用的に考えており、一切の情報を集めて問題の調整を図っている。そういう意味において、返還手続の調停は、中立的な第三者が事件の内容の評価や和解案の提案を行うことで紛争解決を図る斡旋 (Conciliation) に近いところがある。初回期においては、当事者からひたすら話（経緯等）を聞くという姿勢に務め、徐々に子に焦点を当てた話をしていく。また、返還手続を迅速に進行するため、2セッション目を近い日に指定するとともに、3セッション目を 1.5 週間後くらいに指定している。1セッション当たり

の時間は3.5時間から4時間程度である。当事者側に補助役(Support Person)を入れることで調停が進むのであれば、補助役を入れて調停をすることもある。一般的には、常居所地国にはLBP以外に調停人が存在しない状態で調停が進められるが、常居所地国にも調停人がいた方が文化の違い等の調整ができるから望ましいと思われる。

返還手続の調停費用については、全て当センターが負担しており、当事者が負担することはない。具体的には、ICLが選任されている事案については、TPとLBPの双方が裕福でも当センターの調停を無料で利用することができ、ICLが選任されていない事案については、TP又はLBPが当センターの定める資力要件を満たせば、当センターの調停を無料で利用することができる。通訳費用についても、当センターが負担することになるが、これまで通訳を利用したことはない。

返還手続の調停においては、通常、当事者間の争いが非常に激しく、当事者間の信頼関係が破壊されている場合が多いことから、当事者の怒りや不信感のレベルを下げるなどを意識し、一緒に問題を解決していくという姿勢を当事者に見せるようにしている。特に、LBPは同じ空間にはいないので、そのような姿勢が伝わるように意識している。

これまでの返還手続の調停においては、TPに弁護士が付いたことは多いが、LBPに弁護士が付いたことはない。弁護士が付いている場合には、最終段階において合意命令(Consent Order)のドラフトを作る際に役立つが、通常はICLがいるので、弁護士がいないことはそれほど問題にならない。

なお、州中央当局は、子奪取条約の目的である常居所地国への迅速な返還を目指す立場にあるため、基本的に調停について関心が低いが、協力はしてくれる。

6 International Social Service (メディエーション機関)

(1) 面談日時

2月5日(木)午後3時頃から午後5時頃まで

(2) 面談場所

International Social Service
Level 2,
313-315 Flinders Lane,
Melbourne, Victoria 3000

(3) 相手方

Ms Helen Freris (National Services Manager, Family Dispute

Resolution Practitioner) 外 4 名

(4) 面談結果の要旨

ア International Social Service

当センターは、一方の親が外国に住んでいるケース (Cross Border Mediation) のみ扱っている。当センターは、世界的なネットワークをもっており、日本にも事務所がある。

当センターのオーストラリア国内の事務所は、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の 2 か所にある。ヴィクトリア州の事務所には、3 人の調停人 (弁護士、心理学者及びソーシャルワーカー) が所属しており、いずれも事前調停 (Family Dispute Resolution) の調停人の資格を保有している。ニューサウスウェールズ州の事務所には、2 人の調停人が所属している。

当センターは、他国の International Social Service 事務所と連携し、他国の法制度等に関する情報を手に入れることができる。

イ 調停

当センターの調停では、当事者は相互に顔を見ない方がよいと考えていることから、原則として、ビデオ会議の方式ではなく、電話等を利用して行っている。調停を行う際には、当センターの事務所には調停人 2 人のみがおり、当事者双方はいずれも自宅にいる。これは、他国にいる当事者にとって不公平にならないようにするためであり、仮にオーストラリア国内にいる当事者が当センター事務所の近くに住んでいる場合であっても、この方式を採用している。電話等では意思疎通が困難である面もあるが、調停人を 2 人にしてことにより、相互に当事者の話した内容を正確に理解しているかなどをチェックしている。また、当事者に対し、子や第三者がいない環境で調停に参加するよう求めており、電話先に第三者がいる気配があるなど、こちらが少しでも不審に思う点があれば調停を中止している。

当センターが調停を行った事件の約 95 % は、裁判手続にまで進まずに紛争を解決している。当センターにおいては、親教育のようなプログラムは用意していない。

通訳については、連邦政府の通訳サービス (電話を介した通訳であり、費用は無料である。) を利用することができるが、これまでの調停における使用言語は全て英語であった。

ウ Outgoing 事件

当センターは、2012 年以降、連邦中央当局との間の契約により、Outgoing 事件について、国内にいる LBP のため、援助申請に必要な

書類を用意したり, LBP に対して法的アドバイスをしたり, 子の返還を受けた後の親子を支援したりするなどの活動をしている。これにより, 州中央当局は, 2012年以降, Outgoing 事件について何ら関与しなくなった。また, 連邦中央当局との間で Outgoing 事件についての契約を締結している機関は, 当センターのみである。

当センターは, Outgoing 事件について, LBP から援助申請の相談の電話を受けた段階で, 調停を行うことを勧めている。したがって, 裁判手続に行かずに解決することも少なくない。

エ Incoming 事件

当センターにおいては, Incoming 事件についての調停の件数はあまり多くなく, 昨年はメルボルン4件, ニューサウスウェールズ州4件程度であったが, 最近, 裁判所や連邦政府が当事者に対して当センターの利用を勧めるようになった。

当センターの費用については, 常居所地国の物価水準によって, 減額や分割払を認めることもある。当事者に資力が全くない場合には, 資力がないことの疎明資料を提出させた上で, 無料にすることもある。

当センターの調停においては, 子奪取条約に基づく面会交流事件が多く, 国内の面会交流事件も多い。面会交流事件の調停においては, スカイプや Facebook を使った交流や長期休暇時の渡航, 学校の成績表, 医師の診断書等に関する取決めを行うことが多く, 毎日スカイプで話すという合意もあり得る。

ICL (Independent Children's Lawyer) は, 基本的には, 当センターの調停には参加しないが, 子の最善の利益について発言して退室することもある。当センターの Incoming 事件の調停の調停人のうち1人は, 子に関する専門的知識のある人である。なお, 当センターでは, 現在, 子から直接話を聞くことはしていないが, 将来的には運用を変更する余地があると考えている。

当センターの調停において, 当事者が代理人を同席させたい場合には, 他方当事者の了解を得る必要があるが, これまでそういったケースはなかった。当事者が法的助言を必要とした場合には, Community Legal Centre を紹介している。

当センターの調停は, 裁判手続と特段関係はないが, 調停において成立した合意について, 裁判所で合意命令 (Consent Order) をもらうことはある。その場合には, 弁護士にチェックしてもらうことが望ましい。

当センターにおいては, 返還手続の調停において話しによる紛争

解決を実現するため、共同調停（Co-mediation）を実施している。当事者からどうしたいのかということをよく聴いた上で、当事者と共に、子に焦点を当てた問題解決を念頭に置き、争点を設定して、解決を目指している。

返還手続の調停においては、調停の経緯が、連れ去り等に対する默認と受け取られることがないように、迅速な進行を常に念頭に置いている。

7 連邦家庭裁判所（メルボルン）

（1）面談日時

2月6日（金）午前9時頃から午後2時30分頃まで

（2）面談場所

Family Court of Australia
305 William Street,
Melbourne, Victoria 3000

（3）相手方

Chief Justice Dianna Bryant（連邦家庭裁判所長）
Justice Victoria Bennett（連邦家庭裁判所裁判官）

（4）面談結果の要旨

ア 第1審の手続全般

子の返還事件の管轄は、連邦家庭裁判所（Family Court of Australia）に専属している。第1審の担当裁判官の数は、オーストラリア全体で23人であるが、子の返還事件の申立てが多いのはメルボルン、ブリスベン及びシドニーにある各裁判所である。

裁判所は、子の返還事件について、可能な限り迅速に処理するよう努めている。まずは、子の出国を阻止するために、出国禁止命令（Stop order。Watch Listに入れる。）を出すとともに、TPに子の所在を常に明らかにすることを求める命令を出している。また、TPに対し、主張を明確にするため、宣誓供述書（Affidavit）を提出させている。ICL（Independent Children Lawyer）を任命することも少なくない。

連邦最高裁判所（High Court of Australia）の先例において、迅速に処理をしなければならない場合であっても、必要なときには尋問（Cross Examination）もすべきとあることから、必要な場合には、尋問もしている。LBPの尋問等については、電話会議又はビデオ会議の方法により行うことができる。

裁判所は、州中央当局及び連邦中央当局を介してLBPに連絡をする

が、そのことが審理遅延の原因になることもある。

TPは、ほとんどのケースにおいて、弁護士を付けている。問題となるのは、弁護士が子の返還事件について経験がない場合や、TPが子の返還事件について経験がある弁護士のアドバイスを受け入れない場合である。子の返還事件についての上訴は、ほとんど成功しない。

英語が話せない当事者の場合には、裁判所は、裁判所内の手続についての通訳人を用意しており、その費用は裁判所が負担している。一方で、裁判所外の通訳人については、International Social Serviceが手配等している。

DVがあった場合には、裁判官の命令により、TPの住所を秘匿することはできるが、子の返還事件においては、LBPがオーストラリアにいないことから、通常はあまり問題にならない。

イ 第1審の審理

裁判官は、子の返還事件に関する情報を収集するために、各機関に対し、様々な命令を出すことができる。例えば、教育省に対し、学校関係の情報を提出させたり、Centerlink（生活保護や社会保障などを取扱う政府機関）に対し、住所情報を提出させたりすることができる。

子の返還事件の申立てから第1回期日（1st Hearing）までの期間は、事件にもよるが、2週間から3週間となるように努力している。

また、第1回期日までに、当事者を裁判所に出頭させた上で（Direction Date。1回で終わることが望ましいが、必要があれば、複数回出頭させており、3回行うことが多い。）、裁判官が、争点を把握し、必要な主張立証の提出期限を定め、手続期日（Hearing Date。尋問が必要な場合には、尋問期日も指定するが、第1回期日が尋問期日となることもある。通常は1日であるが、2日連続となることもある。）の指定、ICLの任命、家事調査官の調査（家事調査官は、2週間程度で調査報告書（Family Report）を提出している。また、調査命令は、ICLを任命してから出している。）等の手続の準備に関する命令を出していることから、通常は、第1回期日には必要な主張立証が全てそろった状態になっている。なお、通常の家事事件では、裁判官に代わって登録官（Registrar）が手続の準備に関する命令を出すが、子の返還事件では、常に裁判官が手続の準備に関する命令を出している。

TPから子の異議が主張された場合には、ICLを任命することが通常である。ICLは、調停に関与したり、TPのために裁判所に主張や証拠を提出したりすることから、非常に有用である。なお、オーストラリアにおいては、控訴審では新主張を提出できないことから、TPが第1

審で主張を尽くすことが必要となっている。

裁判官は、期日等において子から直接話を聞くことはなく、ICL や家事調査官等を介して、子の意思を把握するなどしている。

外国法や外国の法制度等については、子奪取条約 15 条に基づく処理がされており、通常は州中央当局が調査結果を提出するが、ICL も有効な情報源になっている。裁判官がネットワークジャッジから外国の裁判例を紹介してもらうこともある。なお、過去には、裁判官自身がそれらの調査をしなければならないこともあった。

裁判官は、当事者に対し、返還手続の調停をするように命令を出すことはできないが、ICL に調停を勧めてもらうことがある。審理が進んだ段階での調停 (Later Mediation) は、当事者に圧力がかかっており (Pressure Cooker)，効果的である。

ウ 証拠

常居所地国が争点となった場合には、移住に関する書類 (Migration Documents)，社会保障制度への加入の有無、住民登録の有無等が有益な証拠である。

連れ去り時期、留置の開始時期が争点となった場合には、電子メール、携帯電話のテキストメッセージ、宣誓陳述書等が有益な証拠である。

子の新たな環境への適応が争点となった場合には、学校、スポーツクラブ等に関する証拠が有益な証拠であるが、子の態度や様子等に関する調査報告書も有益である。

連れ去りや留置に申立人が同意あるいは追認したことが争点となった場合には、電子メールや携帯電話のテキストメッセージが有益な証拠である。

重大な危険の有無については、TP の主張にもよるが、診断書、警察からのレポート、他国での訴訟手続の資料等が有益な証拠である。

子が返還に異議をとなえた場合の子の成熟性が争点となったときは、家事調査官の調査報告書やその尋問結果が有益な証拠である。

監護権 (Right of Custody) の有無が争点となった場合には、弁護士の宣誓陳述書や外国の法制度の資料等が有益な証拠である。

エ 返還命令

最終的な命令は、期日 (Hearing date) かその後短期間のうちに出される。通常は、決定書が作成されるが、当事者は決定言渡日に出頭する。

Undertakings については、利用することはできるが、裁判官に好ま

れていない。これは、過去に、イギリスに戻った後に父親が母親をサポートする旨の約束を守らなかったという苦い経験があるからである。返還命令に条件を付す場合には、早期の段階で、当事者からあり得る条件を引き出し、調整をしている。

Mirror Order についても、利用することができるが、頻度は高くな。

返還命令の主文には、「子を常居所地国に返還する。」以外に、生活費や航空券の支払等の条件を含めることもある。条件を定める際に重要なことは、実現可能性のない条件を設けないことである。

子の返還事件においては、第1回期日前の段階でも、面会交流について調整することはあるし、面会交流について暫定的な命令 (Temporary Order) を出すこともある。

返還命令を出すに当たり、LBP の生活状況について十分な資料を得ることは難しいが、返還後の子の生活状況については、短期間のうちに起こり得ることのみを念頭において、返還命令を出している。その後の子の生活状況については、常居所地国の裁判所が判断すべき事柄である。

返還命令を出す場合には、TP が子と共に常居所地国に戻ることが多いため、常居所地国において TP 及び子が 4 週間程度生活することができるよう、LBP が一定の経済的支援をすることを条件にすることが多い。LBP がその条件を遵守するように、子の返還を実施する前に、LBP に対し、経済的支援をさせるような条件にしている。したがって、LBP が条件とされた経済的支援をしなかった場合には、子は返還されない。

オ 保全的処分

TP や子の出国禁止の保全的処分 (Watch List に入るための Stop Order) はある。また、LBP がオーストラリアに入国した場合には、LBP に出国禁止の保全的処分をすることもある。

カ 控訴審

控訴審は、第1審に引き続いで主張や証拠を採用して判断することなく、第1審の決定に誤りがあるかどうかを事後的に検証している。

第1審の決定に誤りがあった場合には、法律の問題であれば控訴審が命令を出し、事実の問題であれば第1審に差し戻している。控訴事件の争点は事実認定であることが多いが、第1審の決定の明白な誤りを立証するのは難しく、また、管轄集中 (Concentrated Jurisdiction) により、裁判官が経験豊富であることなどから、控訴は成功しないこ

とが多い。

控訴審は、裁判官3人の合議体（控訴審担当部裁判官3人又は控訴審担当部裁判官2人名及び第1審担当部裁判官1人）で判断される。控訴審担当部には8人の裁判官がいる。

子の返還事件の控訴審とその他の事件の控訴審とで、審理の進め方に違いはない。通常、期日（Hearing）は半日程度である。なお、控訴審においては、子の返還事件についても、登録官が手続の準備に関する命令を出している。

控訴審において、審理が遅延することはあまりない。控訴されてから、約1か月後、当事者が手続のために裁判所に出頭し、その後は非常に迅速に処理されている。

控訴審では、期日の前後に合議体で合議した上で、主任裁判官が決定書案を起案し、他の裁判官が決定書を検討している。決定書案と異なる意見を持つ裁判官は、各自で自分の意見を起案している。控訴審の決定書は、かなり詳細なものであり、通常は20頁から30頁くらいになる。

控訴審が第1審の判断を変更することは多くない。

控訴審が、調停を試みることは可能であるが、これまで試みたことはない。

控訴審では、第1審の調査報告書（Family Report）があることから、家事調査官（Family Consultant）に調査を命じることはない。改めて調査が必要な場合には、第1審に差し戻している。

キ 上告審

これまで連邦最高裁判所に係属した子の返還事件は、7件のみである。連邦最高裁判所に上告するためには、重要な公共の利益（Significant Public Interest）に関係する事項であることなどの要件を満たし、特別な許可を得ることが必要である。

ク ネットワークジャッジ

第1審を担当する23人の裁判官のうち5人は、ネットワークジャッジを利用している。その他の裁判官は、ネットワークジャッジを利用することに慎重になっているが、ネットワークジャッジは非常に有用なので、利用を促すように教育しようとしているところである。

大陸法系の国の中には、ネットワークジャッジに関する法規がある国もあるが、判例法系の国であるオーストラリアにおいては、ネットワークジャッジに関する法規はなく、当事者の同意の下で柔軟に運用している。

裁判官は、当事者の同意を得た上で、ネットワークジャッジを利用している。裁判官とネットワークジャッジとの間のやり取りは、基本的に全て電子メールにより行われている。その理由は、①迅速なやり取りが可能であり、②裁判官の連絡先の詳細以外は当事者に開示されることにより、透明性が確保されることに加えて、③やり取りの内容が残り、当事者が容易に証拠として提出することができるからである。例えば、国内の裁判官が外国の法制度について確認するためにネットワークジャッジである Bennett 裁判官に連絡した場合には、同裁判官が当該外国のネットワークジャッジに連絡し、その回答を国内の裁判官に連絡するという流れでやり取りが行われる。

オーストラリアでは、連邦家庭裁判所長が、第 1 審担当部から 1 人、控訴審担当部から 1 人の合計 2 人をネットワークジャッジに任命することにしている。なお、連邦家庭裁判所長がネットワークジャッジになっているのは、オーストラリアのみである。

ケ 国内裁判官の研修制度

国内裁判官の子の返還事件についての研修制度は特になく、主に自己研さんがされている。毎年の裁判官会議等において周知される最新情報や、新たに出された決定書を読むなどしている。

8 連邦中央当局

(1) 面談日時

2 月 9 日 (月) 午前 10 時頃から午前 12 時頃まで

(2) 面談場所

Attorney-General's Department

Robert Garran Offices

4 National Circuit, (3-5 National Circuit)

Barton, ACT 2600

(3) 相手方

Ms Tracy Ballantyne (Director)

Ms Bridget Quayle (Senior Legal Officer)

Ms Laura Browne 外 1 名

(4) 面談結果の要旨

ア Incoming 事件

連邦中央当局は、LBP からの直接又は中央当局を介した援助申請について、申請書、宣誓供述書、監護権を証明する資料を要求している。資料が不足していた場合には、連邦中央当局は、常居所地国の中

局を通して、LBP に対し、提出を指示している。ニュージーランド、イギリス、アメリカ等の中央当局とやり取りをすることが多いが、いずれの国の中の中央当局も迅速に対応してくれている。

連邦中央当局は、必要な書類がそろった段階で、子の住所を管轄する州中央当局に事件を送る。子の住所が明らかでない場合には、入国時の乗客カード (Passenger Card) を確認したり、Centrelink を利用したりすることにより、子の住所を調べることができる。

連邦中央当局は、援助申請が適当でないと考える場合には、援助申請を受理しないこともでき、受理するかどうかを 1 週間で決定している。

返還手続に必要な費用は、全て連邦政府が負担している。なお、LBP は自ら裁判所に対して子の返還事件の申立てをすることもできるが、その場合には裁判費用は全て自己負担となる。

州中央当局は、子について出国禁止命令 (Stop Order) を得るため、迅速に裁判所に対して子の返還事件の申立てをすることになっている。出国禁止命令が出ると、空港等の入国管理局の Watch List に載り、出国を阻止することができる。オーストラリアは、国境のコントロールシステムがしっかりとしているので、出国禁止命令は非常に有効である。

連邦中央当局は、州中央当局との間で頻繁に連絡を取り合い、連携して返還手続の処理に当たっている。連邦中央当局が州中央当局に対して資金援助をしているという関係であり、両者の間には一定の緊張関係はあるが、基本的には良好な関係を保っている。

連邦中央当局及び州中央当局の立場は、中立であり、LBP 側にいるわけではない。ただし、オーストラリアと同じシステムを採用している国は世界に 3 カ国しかなく、時代遅れのシステムかもしれないことから、現在の制度を維持するかどうかを検討している。

イ 通訳等

Incoming 事件について翻訳が必要な場合には、常居所地国の中の中央当局が翻訳をしている。Outgoing 事件について通訳が必要な場合には、連邦中央当局が通訳人を手配し、費用も負担している。通訳人は、NATTI のレベル 3 以上の認定を受けた人を使うようにしている。3 人の通訳人を候補に挙げて、費用等の面から比較して依頼している。

ウ 収容命令後の履行確保

返還命令後の履行確保については、裁判所が主に行っているが、裁判所から要請があれば、連邦中央当局が援助することは可能である。

Outgoing 事件について、子をオーストラリアに返還する際の費用に

については、連邦中央当局に予算があり、援助することは可能である。

一方で、Incoming 事件について、子を他国に返還する際の費用については、連邦中央当局が援助することはできないことから、裁判手続の中で、何らかの解決策を検討する必要がある。

エ 連邦中央当局

連邦中央当局の職員は、先週 3 人増員され、現在は 8 人である。弁護士資格を有している人や、単に公務員として職歴がある人、大学で関連分野を学んだ人など、経歴は様々である。

外国の法制度についての情報が必要になった場合には、その国の中

央当局を通して調査している。

オ 州中央当局

州中央当局は、Incoming 事件について、連邦中央当局と協力して、子の返還事件や面会交流事件の申立人となっている。なお、子奪取条約の面会交流事件についての手続は、子の返還事件と基本的に同じである。面会交流事件については、調停の利用が推奨されているが、絶対ではない。

州中央当局は、原則として、連邦中央当局を介して、LBP との間で連絡を取っているが、オーストラリア出身の LBP 等との間では直接連絡を取ることもある。

オーストラリア首都特別地域 (ACT) では、これまで子の返還事件は 3 件しか係属したことがなく、州中央当局が一応指定されているものの子の返還事件について全く経験がないことから、連邦中央当局が州中央当局に代わって裁判所に子の返還事件の申立てをするなどしている。

一方で、Outgoing 事件については、LBP は、連邦中央当局を介して外国の中央当局に援助申請を行っている。数年前の Outgoing 事件についての制度変更により、現在は、International Social Service が LBP のサポートをしており、州中央当局は何ら関与していない。Outgoing 事件についての援助申請の支援を International Social Service に依頼した理由は、International Social Service は、事務所が国内に 2 か所しかなく、職員が経験を積みやすい一方で、世界中にネットワークを持っているからである。

9 Berry Street (面会交流支援機関)

(1) 面談日時

2 月 3 日 (火) 午前 10 時頃から午前 12 時頃まで

(2) 面談場所

Berry Street

1 Salisbury Street,
Richmond, Victoria 3121

(3) 相手方

Ms Sue Thompson (Senior Manager)

(4) 面談結果の要旨

ア 前提

子の返還手続とは直接関係ないが、メルボルンにおける面会交流支援機関である Berry Street を訪問する機会を得たことから、その面談結果の要旨を紹介することとする。

イ Berry Street

Berry Street は、ヴィクトリア州で展開している非政府・非営利・非宗教の独立した組織であり、コンタクト・サービス等を取り扱う組織としてはオーストラリアで一番大きな組織である。Berry Street は、当初は子の家 (Baby Home) の確保を目的として始まり、現在は、里親の斡旋 (Foster Care。同州北部には約 50 家族がいるが、里親の数は不足している。) や、里親委託が困難であるような問題のある子どもたちを職員の下で共同生活させる施設の運営 (Residential Care。同州北部に 6 か所の施設、同州南部に 5 か所の施設がある。) が主な提供サービスであり、その他に家庭内暴力 (Family Violence) の問題への関与や、コンタクト・サービス等を取り扱っている。したがって、Berry Street の現在の業務のうちコンタクト・サービスの占める割合は小さい。

Berry Street の収入は、約 70 % が州政府の資金援助、約 20 % が連邦政府の資金援助、約 10 % が個人等の寄付である。家庭内暴力やコンタクト・サービスは連邦法に関わる分野であることから、連邦政府の資金で運営している。また、居住に関するサービスは、州政府の資金で運営している。

ウ コンタクト・センター

コンタクト・センターは、連邦司法長官 (Attorney-General) の管轄下にあり、連邦政府から資金援助を受けている。連邦政府から資金援助を受けているコンタクト・センターは全部で 65 か所あるが、近年、コンタクト・センターの数が不足していることから、コンタクト・サービスを提供する非公式 (Private) な組織・人が複数出てきた。その数は、ヴィクトリア州で 15 から 20 程度、オーストラリア全土で

40程度である。連邦政府から資金援助を受けているコンタクト・センターについては、仮に問題があれば連邦政府に対し苦情を述べることができるが、非公式な組織等については、苦情等を受け付けるところがなく、何らの規制も働かないで、問題となっている。それにもかかわらず、裁判所が、特に確認等をせずに、命令(Order)の中で非公式な組織等に言及する(Refer)ことがある。

オーストラリア・コンタクト・サービス協会(Australian Children's Contact Services Association: ACCSA)という協会があり、コンタクト・サービスの発展・向上に務めている。コンタクト・センターの職員は、同協会の会員用ウェブサイトにアクセスすることにより、様々な情報や文書を入手できるようになっている。

エ Berry Streetのコンタクト・サービス

Berry Streetは、コンタクト・サービスとして、職員監督下の面会交流(Supervised Visit)及び引渡し(Facilitating Changeover)のサービスを提供している。Berry Streetとしては、まずは、職員監督下の面会交流を行った上で、問題がなければ、職員監督下の引渡しに移行し、さらには、コンタクト・センターを介さない面会交流を実現するという流れを目指している。

職員監督下の面会交流については、2週間ごとに2時間の面会交流を3か月から5か月の間実施することが通常であるが、職員監督下の引渡しについては、数年間にわたって実施されることもある。

職員監督下の面会交流は、第1回目の実施まで6、7か月待ちであるが、職員監督下の引渡しは直ちに実施可能である。

利用料については、職員監督下の面会交流は各親1回10ドルであり、職員監督下の引渡しは各親1回3ドルから5ドルである。

Berry Streetの職員に要求される資格等は、部門ごとに異なるが、コンタクト・サービスを担当する部門の職員については、心理学、精神医学等の行動科学についての学士以上の資格を有していることが必要である。

職員監督下の面会交流では、職員1人が部屋の中で監視し、もう1人の職員が部屋の外で監視カメラの映像を確認している。職員の数は、平日は2人だが、週末ごとに1日出勤する職員が4人いる。

実際の職員監督下の面会交流において、職員が親子に介入する頻度・程度は、ケースにより様々である。

基本的には一つの部屋につき1家族の面会交流を実施するが、問題がなければ同じ部屋で2家族の面会交流を実施することもある。

オ 裁判所等との関係

裁判所の同意命令 (Consent Order) や命令 (Order) の中で、具体的な施設名、面会交流の頻度、実施日等が言及されることもある。そのような場合には、実施に際して困難が生じないように、事前に裁判所又は当事者と施設との間でやり取りをすることが望ましいが、Berry Street としては、裁判所から命令の前に照会を受けるなどしたことはない。また、裁判所の命令において面会交流の頻度、実施日等についての具体的な言及があっても、Berry Street が裁判所の命令に拘束されることはなく（人的・物的資源が限られていることから、物理的に不可能である場合もある。）。さらに、Berry Street のコンタクト・サービスを利用するには、Berry Street が独自に定める査定をクリアする必要がある。ただし、Berry Street としては、可能な限り裁判所の命令を実現するよう努力している。

裁判所とコンタクト・センターとの関係については、これを規律する法律等ではなく、連邦政府の司法省 (Attorney-General's Department) が定めるガイドラインがあるのみである。

地方などの小さい地域では、裁判所等とコンタクト・センターとの間の距離（関係）が近いところもある。

現在は、裁判所や弁護士等とコンタクト・センターとの間で、定期的な会議やセミナーのようなものではなく（過去にはあったこともあるようであるが、資金繰りの問題でなくなった。）、ACCSA のウェブサイトを通じたつながりがあるのみである。弁護士が Berry Street をよく理解していないこともあるので、メルボルンにおいてもミーティング等を再開したいと考えている。

カ 観察記録 (Observation Note)

Berry Street は、裁判所からの命令で、観察記録 (Observation Note) を作成することもある。観察記録は、家事調査官 (Family Consultant) の作成する調査報告書 (Family Report) とは異なり、職員監督下の面会交流で起こった事実のみを報告する書面であり、評価や勧告を一切含んでいない。観察記録の作成費用は、3か月から4か月分をまとめた5頁から10頁程度のものであれば、約300ドルである。

キ 施設の構造

本来であれば、両親が顔を合わせないように、施設の建物には二つ以上の入口があることが望ましいが、Berry Street の建物の入口は一つである。そのため、職員監督下の引渡しの際は、母親と父親の集合時間に15分の差を設けている。また、エントランスには複数の施錠

可能なドアがあり、当事者双方がそれぞれ別のドアから待合室に入る
ことができる。

職員監督下の引渡しをするための待合室が二つあり、職員監督下の
面会交流をするための部屋が二つある。全体的に子が親しみやすいよ
うな雰囲気（壁の色、絵等）であり、いずれの部屋にも監視カメラが
設置されている。

以 上